

しごと・経済

「パートタイム・有期雇用労働法」が施行されます

4月(中小企業は来年4月)から、同じ企業における正社員とパートタイム労働者等の間の不合理な待遇差を禁止するパートタイム・有期雇用労働法が施行され、次のように変わります。

- ①正社員とパートタイム労働者等の間で基本給や賞与、手当などあらゆる待遇に、不合理な待遇差を設けることは禁止へ
- ②待遇差の内容や理由について説明を求めることができる
- ③職場でのトラブルについて紛争解決援助制度が利用可能へ

■パートタイム・有期雇用労働法の特別相談窓口

時 午前8時半～午後5時(土日祝、年末年始を除く) 固 熊本労働局雇用環境・均等室(☎352-3865)
(しごとづくり推進室 ☎328-2377)

事業者向けJPQR説明会・申込会

回 4月27日(月)午後2時～3時半(予定) 場 市役所別館自転車駐車場8階会議室 固 複数社のキャッシュレス決済事業者のQRコードを1つに統一化した「JPQR」(「マイナポイント」事業に対応)の導入についての説明会・申込会 定 100人(先着順) ※1事業者2人まで 申 4月5日から、説明会参加申込書をファクス(324-7004)または

メール(syougyoukinyuu@city.kumamoto.lg.jp)で商業金融課へ ※説明会参加申込書は市ホームページからダウンロードください ※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。
(商業金融課 ☎328-2424)

若者人材地元定着推進助成金受付(先着順)

固 若者人材の地元定着のために新規・拡充事業に取り組む企業等へ助成します【補助率】1/2(上限額200万円) 固 市内に事業所を持つ企業、社団もしくは財団法人または協同組合もしくは協業組合等【事業】若者人材の地元定着に資する新規、拡充事業 詳しくは、市ホームページ「【事業者募集】若者人材地元定着推進助成金事業の実施について」またはしごとづくり推進室(☎328-2377)へ。

介護福祉士実務者研修講座

回 6月4日(木)～12月24日(木)(週3日程度)、主に午前9時～午後4時半 ※土日祝を除く 場 職業訓練センター 固 開講日に失業中の熊本市民で介護関連職種への就職を希望する方 定 15人(選考) 費 14,080円(教材費) 申 固 4月1日午前9時から、直接または電話で職業訓練センター(☎325-6947)へ
(しごとづくり推進室 ☎328-2377)



講演会・相談会

法律相談会(5月)

無料

場 期 東区(東部公民館)・西区(西部公民館)10日(日)・20日(水) / 南区(富合公民館)・北区(植木文化センター)17日(日)・29日(金) 時 午後1時半～4時半 固 市内に住民登録のある方。お住まいの区以外でも相談可能 定 各日6人(先着順) ※同一内容の再相談は受け付けできません 申 4月6日から電話で熊本県弁護士会相談センター(予約専用 ☎325-0020 平日午前9時～午後5時)へ
(広聴課 ☎328-2075)

専門相談員等への面接による各種相談

- ①弁護士による法律相談 期 毎週月・水・金曜日 固 個人の法的解釈が必要な相談 ※1人20分 定 各日8人(先着順)
 - ②税理士による税務相談 期 月曜日(毎月3回) 固 所得税、相続税、贈与税などの相談 ※1人30分 定 各日6人(先着順)
 - ③司法書士による相続・登記相談 期 木曜日(毎月3回) 固 土地・建物の相続登記などの相談 ※1人30分 定 各日12人(先着順)
- 【①～③共通】時 午後1時～4時 場 広

聴課相談室(市庁舎3階) 固 市内に住民登録のある方 申 相談日の2週間前の週の月曜日(祝日の場合は翌日)から予約専用電話(☎234-7499 平日午前8時半～午後5時)へ

④各区(中央区を除く)の弁護士による法律相談

期 毎月(日曜・平日)2回 時 午後1時半～4時半 場 公民館(東部・西部・富合)、植木文化センター 固 個人の法的解釈が必要な相談 ※1人30分間 定 各日6人(先着順) 申 予約専用電話(☎325-0020 平日午前9時～午後5時)へ

⑤民事介入暴力団相談

回 毎週月曜日 午前 場 広聴課相談室(市庁舎3階) 申 当日直接会場へ ※電話相談は☎328-2933(月曜日午前のみ)へ 詳しくは、市ホームページへ。
(広聴課 ☎328-2075)



消費生活に関する弁護士相談・司法書士による多重債務相談

無料

■弁護士相談

回 第2・第4金曜日 午後2時～4時(1件あたり30分)

■司法書士相談

回 第3金曜日 午後1時～4時(1件あたり45分)

【共通】場 消費者センター内法律相談

令和2年度(2020年度)分譲マンション支援事業を利用しませんか

本市では分譲マンションに対してさまざまな支援を行っています。

①マンション管理規約整備支援事業

内容 共同生活のルールである管理規約を整備する際にかかる費用の一部を補助

②マンション管理士派遣事業

内容 お住まいの分譲マンションにマンション管理士を派遣し、マンションの管理運営に関する相談を受け付けします

③マンション管理相談会

日時 4月8日(水)午後1時半～4時半
場所 市庁舎7階会議室
内容 毎月第2水曜日に市庁舎の会議室などで開催する無料相談会
講師 (一社)熊本県マンション管理士会
申込 電話で(一社)熊本県マンション管理士会事務局(☎343-0095 平日午前9時～午後5時)へ

④分譲マンション耐震化支援事業

分譲マンションの耐震化にかかる費用の一部を補助。

【①②④共通】 申 4月7日から震災住宅支援課へ

詳しくは、市ホームページ「分譲マンションに関する事業等について」へ。

(震災住宅支援課 ☎328-2989)



令和2年度 固定資産税・都市計画税の縦覧、閲覧を始めます

	関 覧	縦 覧
期間	4月1日～年間を通して ※土日祝は除く	4月1日～6月1日 ※土日祝は除く
場所	市役所固定資産税課、区役所税務室	市役所固定資産税課、区役所税務室 ※お持ちの資産が所在する区のみ。
対象	固定資産税の納税義務者 ・代理人、納税管理人 ・借地人・借家人、固定資産を処分する権利を有する方(納税義務者ではない所有者など)	固定資産税の納税者 (納税義務者の中で固定資産税が課されている方) ・代理人 ・納税管理人
必要なもの	・納税(義務)者、納税管理人…本人確認ができるもの(運転免許証など) ※法人の場合は、実印、窓口に来る方の本人確認ができるもの(運転免許証など)法人の実印が持ち出せない場合は、委任状に押印して提出ください ・代理人…委任状、本人確認ができるもの(運転免許証など) ・借地、借家人など…賃貸借契約書および賃借料の領収書、本人確認ができるもの(運転免許証など) ・固定資産を処分する権利を有する方…処分の権利があることを証明する書類、本人確認ができるもの(運転免許証など)	
手数料	1件 300円 ※縦覧期間中は納税義務者と代理人のみ無料。	無 料

※閲覧…自己の資産について、固定資産課税台帳に登録された内容を確認できる制度
※縦覧…自己の所有する資産と、縦覧帳簿に記載されているほかの土地・家屋の評価額を比較できる制度
詳しくは、固定資産税課(☎328-2195)へ。

家庭ごみの排出量
1人1日あたり



2019年度 462g(目標 450g)
(4～1月) (廃棄物計画課 ☎328-2359)

生活用の水使用量
1人1日あたり



2019年度2月 220L(目標 210L)
(水保全課 ☎328-2436)

市外局番 096 を省略しています ●「〒860-8601」は市役所専用番号です。住所の記載なしで郵便物が届きます。

広告

その場で買取査定!
査定金額に自信あり!
入金スピードが早い!

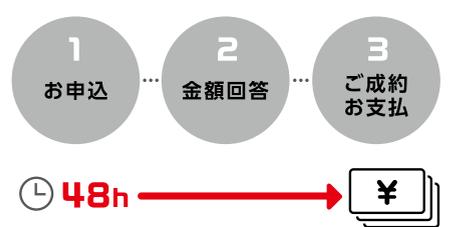


イメージキャラクター
ばってん城次

戸建 マンション
ビル1棟 店舗 土地

おうちピヤッと売るなら!
グッドバイバイ

株式会社グッドバイバイ 熊本市中央区世安町361番地2 熊本県知事免許(1)第5368号



受付時間 10:00～18:00(定休日:水曜日)
096-322-8181